

千葉県建築基準法施行条例とその解説 抜粋

(敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外)

第 51 条の 2

第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 14 条、第 23 条、第 44 条及び第 50 条の 3 第 1 項第 1 号の規定は、特定行政庁が法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により認定した建築物又は同項第 2 号の規定により許可した建築物については、適用しない。

〔解説〕

平成 30 年 9 月施行の改正建築基準法により、法第 43 条第 2 項第 1 号が認定制に、また同項第 2 号が許可制になったことに伴い、当該認定又は許可の際には本条例に基づく関連する規定も勘案して認定又は許可を行い、別途条例各条に基づく認定は不要とすることが望ましいことから、適用除外規定を設けるものである。したがって、認定又は許可にあたっては当該条文についても勘案して認定又は許可の審査が行われる。